

通勤認定の誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容										
環境農林水産部 農政室	<p>通勤手当の認定を誤り、支給額が不足しているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="460 478 1475 617"> <thead> <tr> <th data-bbox="460 478 566 533">職員</th> <th data-bbox="566 478 911 533">支給対象期間</th> <th data-bbox="911 478 1074 533">既支給額</th> <th data-bbox="1074 478 1270 533">正規支給額</th> <th data-bbox="1270 478 1475 533">不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="460 533 566 617">A</td> <td data-bbox="566 533 911 617">令和4年4月から令和5年3月まで</td> <td data-bbox="911 533 1074 617">182,200円</td> <td data-bbox="1074 533 1270 617">289,120円</td> <td data-bbox="1270 533 1475 617">106,920円</td> </tr> </tbody> </table>					職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	不足額	A	令和4年4月から令和5年3月まで	182,200円	289,120円	106,920円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項の原因については、認定担当者による事務手続の確認不足によるものである。 支給不足分は、手続を行い本人に既に支給した。 本件の指摘事項について、室幹部会議において、所属内で共有し、通勤手当の届出を行う際についての注意喚起を行った。 引き続き、通勤手当の認定を行うときは、職員による届出時及び承認者による承認時に不備等がないか改めて意識をして確認を行うとともに、認定時には複数人で認定内容の確認を徹底し、法令等に基づき適正な事務処理を行っていく。</p>
職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	不足額													
A	令和4年4月から令和5年3月まで	182,200円	289,120円	106,920円													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年6月2日から同月28日まで）